



高松市監査委員告示第34号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

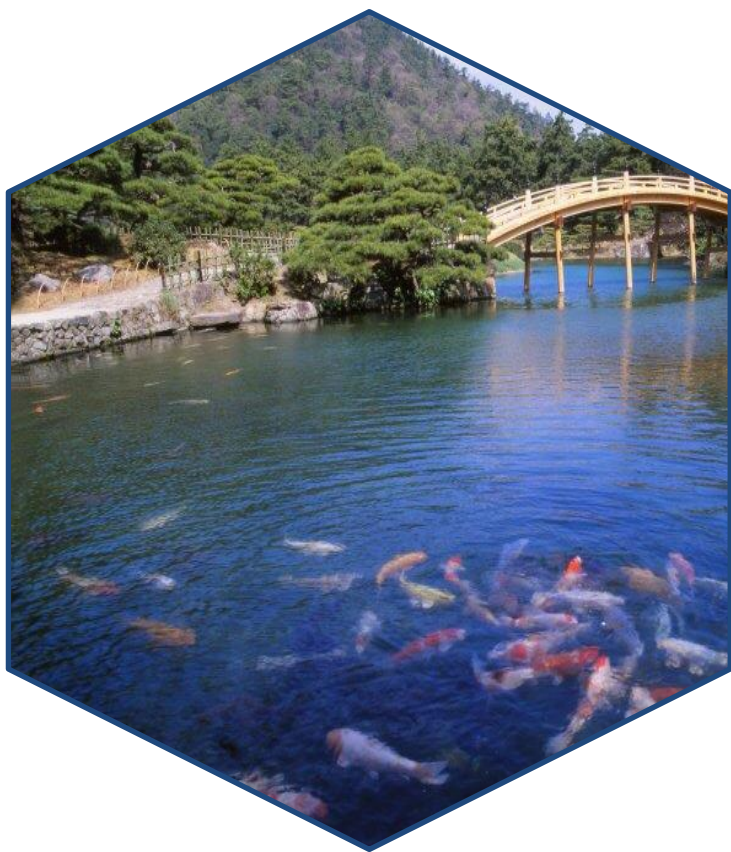
平成30年12月28日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成30年12月28日)



TICAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H30.12.28

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H28.6.30	第21号	意見	【重点】ヘリコプター空中監視パトロールの見直し及びドローンの活用検討について	P19	環境局	環境指導課	H30.11.16
2				意見		P34			
3	H29	H30.1.31	第4号	指摘	発注簿に係る事務処理について	P29	教育局	総合教育センター	H30.11.14

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	ヘリコプター空中監視パトロールの見直し及びドローンの活用検討について		
意見の内容	<p>現在行われている、ヘリコプター空中監視パトロールの有効性を再検証するとともに、全国の自治体で導入が進む、ドローンの、不法投棄監視への活用を検討されたい。</p> <p>なお、ドローン導入を検討する際は、他局との共同運用も視野に入れられたい。</p>		
公表文該当ページ	P19		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月19日
所管課等	環境局 環境指導課
措置結果	<p>本件意見については、これまで香川県警及び民間のヘリコプターを借り上げて、不法投棄等の空中監視パトロールを行っていたが、平成30年度から香川県警のヘリコプターが更新され、従来の双眼鏡による目視及びデジタルカメラでの撮影から、高性能なヘリコプターテレビジョンシステム（電子地図上に撮影範囲とその中心住所を表示する装置）による効率的な撮影が可能となったことから、民間のヘリコプターの借り上げは取り止めることとした。</p> <p>また、空中監視パトロールのためのドローンの導入については、産業廃棄物行政における政令市での導入率は低く、職員の操作技術習得時間や人事異動などによる問題、導入後の機体のメンテナンス費用や損害保険料等のランニングコストなどの観点からも、導入しないこととした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見		
意見の項目	適正文書の公表に係る事務処理について		
意見の内容	文書の收受時における審査のほか、公表時の審査を徹底するなど、適正文書管理及び公表を行うための事務処理体制について、その改善を図られたい。		
公表文該当 ページ	P34		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月19日
所管課等	環境局 環境指導課
措置結果	<p>本件意見については、担当者が審査した書類を副担当者が再点検する体制に改め、ホームページにおいて公表する際にも同様に確認を行うこととした。</p> <p>また、書類の提出にあたり、記載内容に不備が見つかった事業者に対し、修正指導を徹底し、適正に対応している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘の内容	発注簿等財務処理要領の遵守について、再度、周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P29		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月15日
所管課等	教育局 総合教育センター
措置結果	本件指摘事項については、発注簿等財務処理要領第8項に係る管理台帳等の点検において、複数人による検査を行う事務処理体制とすることとした。 また、リスクマネジメント会議において、課内で事案を共有し、発注簿等財務処理要領の遵守について、職員に周知徹底を図った。